

福岡県犯罪被害者等損害賠償請求訴訟再提訴費用助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、殺人及び心身に重大な損害を与える犯罪等の犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に係る再提訴に要する費用を、予算の範囲内において助成し、もって犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 心身に重大な損害を与える犯罪等 強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害その他知事が認める犯罪
- (2) 再提訴 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。
- (3) 再提訴費用 再提訴に要する費用のうち、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）別表第一下欄に掲げる訴訟の目的の価額に応じて、算出して得た額をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以上であつたことその他犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号。以下「政令」という。）で定める要件を満たすものをいう。
- (5) 障害 負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で政令で定める程度のものをいう。

(再提訴費用の助成)

第3条 知事は、犯罪等に係る犯罪被害者等が、再提訴をする場合（第5条に規定する再提訴費用の助成の申請時において県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）において、その申請により助成するものとする。

2 助成の回数は、一の損害賠償請求につき、1回の再提訴を限度とする。

3 助成金の額は、一の損害賠償請求につき、32万円の再提訴費用を上限とする。

(再提訴費用の助成の申請をすることができる者)

第4条 再提訴をしようとする者で、次の各号に該当するものは、知事に対し、再提訴費用の助成を申請することができる。

- (1) 犯罪被害者(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第4条に規定する障害給付金に係る障害等級は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則別表第1級から第3級までに該当する者に限る。)
- (2) 前号に係る犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (3) 第一号に係る犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (4) 第一号に係る犯罪被害者の損害賠償請求権の相続を受けた者

(再提訴費用の助成の申請)

第5条 再提訴費用の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、損害賠償請求訴訟再提訴費用助成申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者が死亡し、前条第2号又は第3号若しくは第4号に掲げる者が助成を受けようとする場合
 - イ 再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義がわかるもの
 - ロ 遺言書並びに遺産分割協議書
 - ハ 申請者本人であることを証する書類
 - ニ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
 - ホ 申請者が申請時において県民であることを証する住民票の写しその他の証明書
 - ヘ 申請者に係る所得証明書
 - ト 申請者名義の預金口座番号が分かるもの
 - チ 助成要件確認申立書(様式第2号)
 - リ 同意書(様式第3号)
 - ヌ その他知事が必要と認める書類
- (2) 犯罪被害者が犯罪等により重傷病又は障害を負った場合において、前条第2号又は第3号に掲げる者が助成を受けようとする場合
 - イ 犯罪被害者に係る重傷病又は障害の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
 - ロ 前号イ及びハからヌまでに掲げる書類

(3) 前号に掲げる場合で、犯罪被害者自らが助成を受けようとする場合

イ 前号イに掲げる書類

ロ 第1号イ及びハ並びにホからヌまでに掲げる書類

2 前項の申請書は、再提訴をしようとする日の60日前までに、知事に提出しなければならない。

(助成の制限)

第6条 知事は、次に掲げる場合は、助成を行わないものとする。

(1) 申請者に係る前年の所得が、児童手当法施行令第1条で定める額以上であるとき。

(2) 助成対象費用について、国、他の地方公共団体その他のものから助成を受けたとき

(3) 犯罪被害者又は申請者が次の各号に該当するとき。

イ 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）又は犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第4条第3号イからニまでに掲げる者となっているとき。

ロ 暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(助成の決定)

第7条 第5条の規定による申請があった場合には、知事は、速やかに、その内容を審査し、助成が適当と認めるときは、損害賠償請求訴訟再提訴費用助成決定通知書（様式第4号）を、助成が不適当と認めるときは、損害賠償請求訴訟再提訴費用一部助成・未助成決定通知書（様式第5号）を、申請者に対し通知するものとする。

(助成の決定の取消し)

第8条 知事は、前条の規定により助成金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第9条 前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、知事は、当該助成金を返還させるものとする。

2 助成金の交付を受けた者が、再提訴をしないこととした場合には、速やかに、知事に当該助成金を返還しなければならない。

(実績報告)

第10条 第7条の規定により助成金の交付を受けた者が、助成に係る損害賠償請求訴訟に係る再提訴をした場合は、速やかに、知事に対し、損害賠償請求訴訟再提訴に関する報告書(様式第6号)に訴状(正本)の写しを添えて提出しなければならない。

2 第7条の規定により助成金の交付を受けた者が、加害者から損害賠償金の弁済を受けたときは、損害賠償金弁済報告書(様式第7号)を、助成金の返還をしようとするときは、助成金返還申出書(様式第8号)を、速やかに、知事に対し提出しなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度知事が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金に適用する。